

株式会社ゼロ

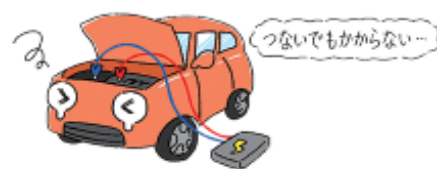
車両輸送に関する重要なお知らせ①

2025年7月1日以降
お預かり車両から適用

1. お預かり時のお願い

- ・車両は走行や保管に支障のない状態でお預けください。
- ・バッテリー放電やエンジンの不調以外にも、走行不能となる可能性がある場合は必ずお申し出ください。
- ・自走できない場合(※)、お申込み内容と車両状態が相違している場合、その他輸送に支障が生じる可能性があるとして判断した場合は、輸送をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。(ルーフキャリアなど外装品がある場合はお申し込み時にお伝えください。)

(※) 自走できない場合の例：違法車両(改造車、保安基準90mm未満のローダウン)、重度のバッテリー上がり、オイルもれ、オーバーヒート(水モレ)、タイヤホイール不具合、不調車、事故車、窓ガラスの開閉不可、エンジンフード不良など



- ・安全確保ができ、車両状態が正しく確認できる環境でお引渡しをお願いします(夜間照明の無い場所、降雨、降雪時の屋外確認ではキズや凹みを正しく認識できない場合があります)。



2. お届け時のお願い

- ・安全確保ができる場所にて、ご依頼主様に状態を確認いただき、お受け取りのサインをいただきます。
- ・車庫入れはお客様にてお願いいたします。
- ・お受け取り後や無人納車の場合、キズや凹みのお申し出はお受け致しかねます。

マイカー輸送ご依頼のお客様

- ・車両輸送は多くのドライバーが車両を運転します。視界確保、安全確保のため、シート、ミラー、エアコン、電動スライドドアなどはお預かりした状態から調整させていただく場合がございますのでご了承ください。
- ・タイヤの交換、燃料・バッテリーの補充はあらかじめお客様にてお願いします。
- ・円滑な輸送のため、セキュリティが確保された管理区域では施錠をしております。コネクテッドサービスによる施錠は行わないでください。
- ・車内にタイヤや生活用品などの搭載品がありますと、視界を妨げ安全な輸送ができないだけでなく、車内での破損事故につながります。必ずお車から降ろしてお預けください。(お預かりは車両と鍵のみとなります。キーホルダーなどもお外してください。)



自動車関連事業者のお客様

2024年4月に「新物効法(※)」が成立し、すべての事業者に物流効率化に向けた努力義務、一定規模以上の事業者(特定事業者、特定荷主)に中長期計画作成や定期報告が義務づけられました。是非とも効率的な輸送にご協力をお願いします。(※) 流通業務の総合化および効率化の促進に関する法律および貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

- ・ドライバーが到着次第輸送作業に着手できるよう車両はすぐに運びだせる場所にご準備ください。
- ・化粧板は荷主様にて外し、カギのご準備もお願いします。
- ・安全な荷扱い場所の確保をお願いします。



車両画像の開示について(2026年1月を目処に順次開始)

- ・2026年1月を目処として、デジタル機器を使用した引取時の写真撮影を開始します。原則として手書きによるチェックは行わず、撮影した画像を荷主様に速やかに開示します。開示方法は別途お知らせします。
- ・また、2026年6月を目処としてオークション搬出車両にも拡大する予定であり、搬出前の状態を荷主様に画像で開示を行った場合、当社からオークション会場への申告を行いませんのでご了承ください。

株式会社ゼロ

車両輸送に関する重要なお知らせ②

2025年7月1日以降
お預かり車両から適用

輸送が原因でお預かりした車両が損傷または滅失した場合、約款に基づき賠償いたします（運送約款第二十八条、同三十三条）。車両お預かり時に行う車両状態確認は、輸送の可否判断、キズ・凹み等の確認のために行います。

次の場合は補償の**対象とはなりません**のでご注意ください

- ①輸送経路、輸送方法、損傷の状態などから輸送が原因で生じた損傷ではないと当社が判断した場合
- ②お預かり時に雨天、降雪などの天候や車両汚れ等により損傷確認が困難な場合
- ③とび石など飛来物による避けようのない損傷や、お預かり時に確認・記録したガラスのキズからヒビ・割れに拡大した損害の場合
- ④天災等、約款第三十一条の免責に該当する場合

3. 車両状態の確認と基準について



(1) 車両外部に関すること

- ・車両状態を一回り（概ね5分程度）で確認します。作業環境により安全上短くなる場合があります。
- ・確認は、容易に視認できるキズや凹み(※)を対象とし、1パネルごとに行います。
- ・バンパー下、サイドステップ下はしゃがんで視認できる範囲を確認し、覗き込まないと見えない部分や、器具を使用しないと視認できない車高の高いルーフ部分はチェックできない場合があります。

(※) 容易に視認できるキズや凹みとは、角度や光の加減によらずチェック可能な損傷を指します。



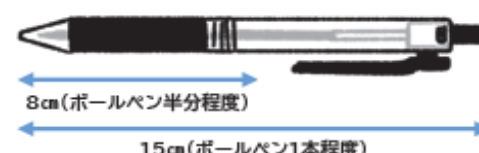
1周約5分

しゃがんで見える
範囲を確認します車体を構成するパネル単位で
最も大きなキズ・凹みを確認します。
タッチペン補修跡は記録対象外です。キズと凹みがあった場合は
併記します。

(2) 車両確認の基準について

表示	記号の意味	チェック対象外 (微細キズ)	1	2	3
A	外板の線キズ		約3cm未満	約3cm より大きい	約8cm より大きい
U	外板の凹み				約15cm より大きい
G	ガラス	点キズ	放射状の割れや線状のヒビ(大きさ問わず)		

大きさの目安

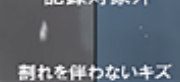


ガラスの事例

記録対象



記録対象外



A1・U1未満の微細なキズや凹み、ガラスキズを確認した場合は、小キズ・小凹み(ガラス含む)ありと記録します。飛び石は補償対象外、外板のA1・U1未満は明らかに輸送上で生じた場合を除き、補償対象外となります。

(3) 車両の内装に関すること

- ・シート、ダッシュボード、その他内装の割れ、汚れ、焦げ等はチェック対象外です。
- ・固定されている各種電子機器の有無（ドラレコ、レーダー探知機、ナビ）をチェックします。
- ・上記以外の電子機器や以下の積載物は確認対象外となります。

- ①現金・カード類、②タイヤ類、③固定されていない電子機器類、④SDカード類、⑤充電ケーブルなどの小物、⑥キーケース、⑦サングラス、⑧工具類、⑨ヘッドレスト、⑩トノカバー、⑪フロアマット、⑫各種パーツ類、⑬その他生活用品



(4) 車両の機能に関すること

- ・車両を運転して輸送する場合、輸送前点検（エンジンオイルと水量確認）を行い、異常がある場合はご依頼主様の指示を仰ぎます。また、輸送途中で不具合が発生した場合は安全な状態で停止し、事故等の回避措置を行ったうえで、ご依頼主様の指示を仰ぎます。
- ・なお、通常の運行時に発生し、輸送前点検で容易に確認できない以下の車両故障や不具合の補償はお断りいたします。

- ①水温の上昇、②チェックランプ点灯、③異音、振動、白煙、④クラッチのすべり、ミッション系の異常、⑤タイヤの脱落、⑥消耗品を起因とする不具合、⑦プラスチック部分損傷やバッテリー消耗その他経年性による不具合

本チラシは運送約款の重要部分を抜粋し、わかりやすく解説したものです。詳細は運送約款をご確認ください。